

(公 印 省 略)
答 申 第 1 6 0 号
令和5年11月13日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和5年4月13日付け兵公委発第495号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の警察署が保有する請求者に関する広聴処理票等

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした判断は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 令和 4 年11月17日付け部分開示決定

ア 開示請求

令和 4 年11月 4 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第14条第 1 項の規定により、実施機関に対し、兵庫県西宮警察署保有の広聴処理票（令和 3 年12月14日付け広聴受理番号西宮署2021年第4835号。以下「文書 1」という。）に記録された、審査請求人が特定年月日、同署員に小学生の息子に殴られたことについて申し出た情報とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

イ 本件開示請求①に係る部分開示決定

令和 4 年11月17日、実施機関は、本件開示請求①の対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分①」という。）を行った。

(2) 令和 4 年11月25日付け部分開示決定

ア 開示請求

令和 4 年11月 4 日、審査請求人は、法定代理人として条例第14条第 2 項の規定により、実施機関に対し、文書 1 に記録された、審査請求人の息子が特定年月日、同署員から審査請求人とのトラブルで事情聴取された情報（ただし、審査請求人の息子が事情聴取された部分に限る。）とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

イ 本件開示請求②に係る部分開示決定

実施機関は、令和 4 年11月14日付けで開示決定等期間延長を行い、令和 4 年11月25日、本件開示請求②の対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分②」という。）を行った。

(3) 令和 4 年12月16日付け部分開示決定

ア 開示請求

令和 4 年12月 2 日、審査請求人は、条例第14条第 1 項の規定により、実施

機関に対し、兵庫県警察本部地域部通信指令課保有の110番受付端末の写し（以下「文書2」という。）に記録された、審査請求人が特定年月日特定日時に、審査請求人が自宅の固定電話（特定電話番号）から110番通報したことについて記録された情報とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求③」という。）を行った。

イ 本件開示請求③に係る部分開示決定

令和4年12月16日、実施機関は、本件開示請求③の対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分③」という。）を行った。

(4) 令和4年12月21日付け部分開示決定

ア 開示請求

令和4年12月8日、審査請求人は、条例第14条第1項の規定により、実施機関に対し、兵庫県神戸北警察署保有の広聴処理票（広聴受理番号神戸北署2021年第653号。以下「文書3」という。）に記録された、審査請求人の夫が同署員に審査請求人との離婚を巡るトラブルについて申し出し、審査請求人が事情聴取された情報（ただし、審査請求人が事情聴取された部分に限る。）及び同署保有の広聴処理票（令和3年11月1日付け広聴受理番号神戸北署2021年第1470号。以下「文書4」という。）に記録された、審査請求人が特定年月日、兵庫県警本部及び同署員に神戸北警察署員にストーカーDVの加害者扱いされたことについて申し出た情報とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求④」という。）を行った。

イ 本件開示請求④に係る部分開示決定

令和4年12月21日、実施機関は、本件開示請求④の対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分④」という。）を行った。

(5) 令和5年1月11日付け部分開示決定

ア 開示請求

令和4年12月22日、審査請求人は、条例第14条第1項の規定により、実施機関に対し、兵庫県西宮警察署保有の広聴処理票（令和3年2月27日付け広聴受理番号西宮署2021年第703号。以下「文書5」という。）に記録された、審査請求人が特定年月日、兵庫県警本部及び同署員に、息子の性犯罪被害を捜査してもらいたいと申し出た情報（ただし、審査請求人が事情聴取された部分に限る。）とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求⑤」という。）を行った。

イ 本件開示請求⑤に係る部分開示決定

実施機関は、令和5年1月4日付けで開示決定等期間延長を行い、令和5年1月11日、本件開示請求⑤の対象保有個人情報について部分開示決定（以

下「本件処分⑤」という。)を行った。

2 対象保有個人情報

本件開示請求の対象保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)は、文書1ないし5である。

3 審査請求

令和5年1月20日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分①ないし⑤を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和5年4月13日、兵庫県公安委員会は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、実施機関の弁明書に対する意見書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分①ないし⑤を取り消すとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

部分開示された記録文書には事実相違(改竄・隠蔽)記述が多数見られ、非公開により事実を隠蔽することが常態化し、本来権利を守られるべき市民生活が破壊される懸念が増す。適正な業務遂行のためには、非公開事由該当性は厳格に審査すべきである。

本件対象保有個人情報について、実施機関の行った処分は、不当かつ不適切な業務遂行(誤認逮捕、兇相による児童虐待、拷問)を隠匿する目的のものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分①②④⑤について

(1) 保有個人情報記録された公文書の性質

対象保有個人情報が記録された公文書は、兵庫県警察広報広聴活動規程に基づいた様式で、同規程第36条の「警察相談を受理したときは、所要の措置を講じた上、総務部長が定める様式の広聴処理票により明らかにしておくこと。」との規定によって作成された公文書である。

(2) 不開示部分及び理由

本件対象保有個人情報の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示しないこととする理由は、次のアからキまでのとおりである。

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

警察官の氏名は、条例第16条第7号及び個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年3月24日兵庫県公安委員会規則第5号）第5条に定められた不開示情報に該当する。

イ 処理に係る警察官の職員番号が記録された部分

警察官の職員番号とは、警察官を拝命した際に各個人へ与えられる番号のことで、公表・公開されておらず、職員本人を確認する手段の一つとしても用いられる。

このことから、職員番号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害する情報に該当するため、条例第16条第2号に該当する。

ウ 警察電話番号が記録された部分

警察電話番号とは、警察内での通告・連絡等を行うために敷設されている警察部内専用の内線電話番号のことで、公表・公開されていない。

このことから、警察電話番号を開示すれば、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号に該当する。

エ 事案に関する調査内容が記録された部分

事案に関する調査内容が記録された部分は、開示請求者以外の個人から得た情報が記録されており、開示することにより、当該個人が特定され、又は当該個人のプライバシーが侵害されるなど開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第16条第2号に該当する。

また、第三者は秘密が厳守されることを前提として警察の聴取に応じるものであり、その具体的内容を開示すれば、警察に対する信頼が損なわれ、今後、県民が警察への相談を躊躇し、又は協力を拒むなど相談業務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号に該当する。

オ 事案に関する措置が記録された部分（開示請求者に係る個人情報）

事案に関する措置が記録された部分は、審査請求人から聴取した相談内容等を踏まえた警察内部及び担当警察官の具体的な検討経過や判断、措置等の記録である。

このことから、事案に関する措置を開示すれば、審査請求人をはじめとする関係者からの抗議や干渉等により、事案に係る事実調査、関係者からの事情聴取、調査等の結果を踏まえての適正な事案処理等が困難になり、警察業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号に該当する。

カ 児童の心情、言動が記録された部分

児童の心情、言動が記録された部分については、条例第14条第2項の規定により未成年者の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合に、当該本人の相談等に関する情報を開示することによって、当該本人の適正な評価、相談等に著しい支障が生ずるおそれがある情報に該当することから、条例第16条第7号に該当する。

「評価」とは、個人の能力、性格、適性等について、その内容を見定める内容が、「相談」とは、生活、健康等に関しての照会を受け、それに対して行った対処方法、回答等が該当することから、条例第16条第1号及び同条第7号に該当する。

キ 開示請求者以外の第三者の個人情報が記録された部分

開示請求者以外の第三者が識別される情報が記録されており、開示することにより、当該個人のプライバシーが侵害されるなど、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第16条第2号及び同条第7号に該当する。

2 本件処分③について

(1) 保有個人情報が記録された公文書の性質

対象保有個人情報が記録された公文書は、兵庫県警察本部地域部通信指令課が110番への電話通報により受理した緊急の出動要請等に即座に対処し、警察署等に対する指令を行うための情報を出力したものである。

(2) 不開示部分及び理由

事案に関する措置が記録された部分は、審査請求人から聴取した内容等を踏まえた警察内部及び担当警察官の具体的な検討経過や判断、措置等の記録である。

このことから、事案に関する措置を開示すれば、審査請求人をはじめとする関係者からの抗議や干渉等により、事案に係る事実調査等の結果を踏まえての適正な事案処理等が困難になり、警察業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象保有個人情報の一部が条例第16条第1号、第2号及び第7号に該当するとして部分開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性

(1) 条例第16条第7号、第2号及び第1号について

ア 条例第16条第7号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 条例第16条第2号は、第三者の個人情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を損なうことを防止するために「開示請求者以外の者の正当な利益が害されると認められるもの」を不開示とすることとしたものである。

第三者の正当な利益が害されるかどうかは、開示請求者と第三者との関係や当該個人の個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであり、具体的には、開示請求者が第三者の個人情報を知り得る立場にあることが明らかであると認められる場合は、第三者の正当な利益を害するとは認められないと解されている。

ウ 条例第16条第1号は、開示請求者（条例第14条第2項の規定により未成年

者の法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。) の評価、相談等に関する情報を開示することによって、適正な評価、相談等に著しい支障が生ずる場合が考えられるので、このことを防止するために当該情報を不開示とすることとしたものである。

(2) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

当該部分は、警察官その他の公務員の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして公安委員会規則で定めるものに該当することから、審査請求人が知り得る部分があることにかかわらず、条例第16条第7号により不開示とすることが妥当である。

(3) 処理に係る警察官の職員番号が記録された部分

当該部分は、職員本人を確認する手段の一つとして用いる等のため、各職員に付されたものであり、開示することにより、当該職員の正当な利益を害するものであると認められることから、条例第16条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 警察電話番号が記録された部分

当該部分は、公表されておらず、開示することにより、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、通常業務における必要な連絡や、突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第16条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 事案に関する調査内容が記録された部分

当該部分は、審査請求人以外の第三者に関する聴取内容等である。当該部分において当該第三者は、秘密が厳守されることを当然の前提に聴取に応じるものであり、これらの情報が開示されると警察の聴取に応じる第三者からの警察に対する信頼が損なわれ、今後、県民が警察からの聴取への協力を拒むなど相談業務の適正な遂行に支障が生じることになることから、条例第16条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分については、開示することにより、開示請求者以外の第三者のプライバシーが侵害されるなど当該第三者の個人の権利利益を侵害するおそれがあること、また、当該第三者の個人情報について審査請求人が知り得る立場にあることが明らかであるとまでは言えないことから、条例第16条第2号により不開示とすることが妥当である。

(6) 事案に関する措置が記録された部分（開示請求者に係る個人情報）

審議会が見分したところ、当該部分は、審査請求人から聴取した相談内容等を踏まえた警察内部及び担当警察官の具体的な検討経過や判断、措置等が記録

されている。一般に、相談業務は相談者からの申出を受けて、必要に応じて関係者からも事情を聴取し、聴取した内容により、警察官が中立・客観的な立場であっせんするような手法を用いて処理を行っていくものである。このことを鑑みると、当該相談内容に対する措置内容を明らかにすることになると、相談者やその関係者から不当な干渉がなされるなど、警察署の相談業務の適正な遂行に実質的な支障が生じ、条例第16条第7号により不開示とすることが妥当である。

(7) 児童の心情、言動が記録された部分

児童の心情、言動が記録された部分については、児童相談所による一時保護等の対象児童の保護者が知り得る立場にない情報であり、これを開示することとなれば、保護者に開示されることを懸念した対象児童が本心を話さなくなり、あるいは、率直な評価等が困難になる等、警察署の相談業務に著しい支障が生ずると認められることから、条例第16条第1号及び第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 開示請求者以外の第三者の個人情報が記録された部分

当該部分については、開示することにより、開示請求者以外の第三者のプライバシーが侵害されるなど当該第三者の個人の権利利益を侵害するおそれがあること、また、当該第三者の個人情報について審査請求人が知り得る立場にあることが明らかであるとまでは言えないことから、条例第16条第2号及び第7号により不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和5年4月14日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和5年5月25日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和5年10月3日 第1部会（第96回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取
令和5年11月7日 第1部会（第97回）	・ 審議
令和5年11月13日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿
委 員 中 本 浩 一
委 員 西 片 和 代